

5 いわゆる 「フリーランス保護新法」 の成立について

弁護士 中川 雄矢

Q5-1

最近いわゆるフリーランス保護新法という法律が成立したと聞きました。この法律が成立する前はどのような問題点があったのでしょうか。

A5-1

一般的に、フリーランスとは、個人事業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る人のことを指すといわれます(以下、フリーランスとはこの意味で用います。)

近年、そのようなフリーランスが増加傾向にありますが、委託者とフリーランスとの間で報酬支払の遅延や一方的な仕事内容の変更等のトラブルが増加しています。この法律はフリーランスをそのようなトラブルから保護するために制定されました。

解説

1 成長戦略実行計画(令和2年7月17日)

政府が令和2年7月に策定した成長戦略実行計画においては、多様な働き方の拡大、ギグエコノミーの拡大による高齢者雇用の拡大、健康寿命の延伸、社会保障の支え手及び働き手の増加などの観点から、フリーランスの重要性が示された。

フリーランスの重要性が認識される一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、例えば、発注のキャンセル等が発生する中で、契約書面が交付されていなかったため仕事がキャンセルになったことを証明できない等といった問題点が浮き彫りとなった。

このような状況から、個人がフリーランスを選択することができる環境を整える必要があることが示された。

2 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和4年6月7日)

令和4年6月に制定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」によれば、

・日本では約462万人がフリーランスとして働いて

いること

- ・多くのフリーランスは特定の取引相手と継続的な取引を行っていること
- ・フリーランスが取引する依頼者の多くは大規模な企業であること
- ・フリーランスの50%が売上の50%以上を特定の依頼者に依存していること
- ・フリーランスの取引において報酬額や納期等が明記されない例が多いこと
- ・報酬の支払遅延や一方的な発注内容の変更等のトラブルを経験したフリーランスが全体の約30%に上ること

という調査結果が報告された。

そして、フリーランスは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独禁法」という。)や下請代金支払遅延等防止法(以下「下請法」という。)等の旧来の法制の対象とならない方が多いことから、相談体制の拡充を図るとともに、取引適正化のための法制度について立法的な解決を図ることが示された。

3 いわゆるフリーランス保護新法の成立

以上の経緯から、令和5年4月28日、いわゆるフリーランス保護新法、正式には、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(以下、「本法」という。)が成立した。

本法は、フリーランスに業務を委託する事業者に対して様々な規制を課すことによって、フリーランスに係る取引の適正化及びフリーランスの就業環境を整備することを目的するものである。本法の施行は令和5年11月1日である。

なお、本法と同時に、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行令(以下、「本施行令」という。)、及び特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則(以下、「本施行規則」という。)も制定された。

Q5-2

私は、個人で、一人で会社を経営している友人からホームページの製作を受注しています。

本法は私に適用されるのでしょうか。

A5-2

本法は、

- ①「業務委託」の相手方である事業者であって、(1)個人であって従業員を使用しない者、又は(2)法人

であって他の役員がなく、かつ従業員を使用しない者

② ①に対して業務委託をする事業者

の間で行われる取引に対して適用されます。

そのため、一人会社が個人に対してホームページの製作を委託する場合には、業務委託事業者が特定受託事業者に対して業務委託をする場合であるとして、本法が適用されます。

解説

1 業務委託(本法第2条3項)

業務委託とは、事業者がその事業のために、他の事業者に対して物品の製造(加工を含む。)又は情報成果物(ソフトウェア、映像コンテンツ、各種デザイン等)の作成を委託すること、又は他の事業者に役務の提供を委託すること(他の事業者自らに役務の提供をさせることを含む。)をいう。

2 特定受託事業者・特定受託業務従業者(本法第2条第1項、同第2項)

「特定受託事業者」とは、①業務委託の相手方である事業者であって、②-1従業員を使用しない個人、又は、②-2従業員を使用せずかつその代表者以外に他の役員(理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、幹事もしくは監査役又はこれらに準ずる者)がない法人をいう。

「特定受託業務従事者」とは、「特定受託事業者」である個人又は「特定受託事業者」である法人の代表者をいう。特定受託事業者には法人等も含まれるところ、法人に対するハラスメント等を観念することは困難であるため、特定受託事業者という属性を有する自然人として、特定受託業務従事者という定義が別に設けられた。

3 業務委託事業者・特定業務委託事業者(本法第2条5項、第6項)

「業務委託事業者」とは、特定受託事業者に対して業務委託をする事業者をいう。「特定業務委託事業者」とは、業務委託事業者であって、従業員を使用する個人又は従業員を使用しているか、もしくは二人以上の役員がいる法人をいう。

Q5-3

本法によってどのような規制が行われるのですか。

A5-3

本法による規制は、大きく、①特定受託事業者に係る取引の適正化と、②特定受託業務従事者の就業環境

の整備の2つに分けられます。

①特定受託事業者に係る取引の適正化としては、

- ・取引条件の書面等による明示義務
- ・期限内の報酬支払義務
- ・各種遵守事項

②特定受託業務従事者の就業環境の整備としては、

- ・募集情報を広告する際の内容規制
- ・特定受託事業者による育児介護等に対する配慮義務
- ・特定受託業務従事者に対するハラスメント行為に対する体制整備義務
- ・継続的業務委託の中途解除に関する予告義務

が挙げられます。

解説

1 取引条件の書面等による明示義務(本法第3条)

発注事業者がフリーランスに業務を委託する際、取引条件が示されないことが多く、これによって具体的な業務内容や報酬の金額及び支払時期についてトラブルが生じることが多かった。

そこで本法は、業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、直ちに書面又は電磁的方法によって特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日などを特定受託事業者に対し明示しなければならないとした。

本条に定める義務は特定委託事業者だけではなく業務委託事業者全般に対する義務である点に注意が必要である。

2 期限内の報酬支払義務(本法第4条)

上述のとおりフリーランスに対する支払遅延が問題となっていたことから、報酬の支払期日は特定業務委託事業者が、原則として特定受託事業者から給付を受領した日から60日以内のできる限り短い期間内で定めなければならない、これを定めなかった場合でも、みなし規定によって支払期日が定められた。

3 各種遵守義務(本法第5条)

政令で定める期間(本施行令第1条によれば1か月。)以上にわたって業務委託が行われる場合には、特定業務委託事業者は、

- ・受領の拒否(同条第1項1号)
- ・報酬の減額(同条第1項2号)
- ・給付物の返品(同条第1項3号)
- ・買ったたき(同条第1項4号)
- ・購入の強制、役務利用の強制(同条第1項5号)
- ・不当な経済上の利益の提供の要請(同条第2項1号)
- ・不当な給付内容の変更、不当なやり直しの要請

(同条第2項2号)

をしてはならないとされた。

- 4 募集情報を広告する際の内容規制(本法第12条)
新聞、雑誌等の刊行物やインターネット等に掲載された報酬額や業務内容に関する募集情報と実際の取引条件が異なることに起因するトラブルを回避するため、特定業務委託事業者は、広告等によってその行う業務委託に係る特定受託事業者の募集に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならないとされた。
- 5 特定受託事業者による育児介護等に対する配慮義務(本法第13条)
フリーランスは特定業務委託事業者との交渉力等の格差を理由に育児介護等を理由とする業務量の調整を申し出ることが困難な立場となりがちであることから、継続的(本施行令によれば6か月。)に業務委託を行う特定業務委託事業者は、その行う業務の相手方である特定受託事業者からの申出に応じて、当該特定受託事業者が妊娠、出産若しくは育児又は介護と両立しつつ当該業務委託に係る業務に従事することができるよう、その者の育児介護等の状況に応じた必要な配慮をしなければならないとされた。
ここにいう必要な配慮の内容としては、
 - ・ 配慮の申出の内容等の把握
 - ・ 配慮の内容又は取りうる選択肢の検討
 - ・ 配慮の内容の伝達及び実施
 - ・ 配慮の不実施の場合の伝達及び理由の説明
 等が挙げられている¹⁾。
- 6 特定受託業務従事者に対するハラスメント行為に対する体制整備義務(本法第14条)
ハラスメント行為が不法行為(民法709条)に該当するか否かは別途検討されるものであるが、フリーランスの就業環境の整備をより効果的なものにするため、本法は、特定業務委託事業者は、セクシュアルハラスメント、妊娠出産に対するハラスメント、パワーハラスメント等により特定受託業務従事者の就業環境を害することのないよう、相談対応等のための体制整備その他の必要な措置を講じなければならないとされた。
ここにいう必要な措置としては、
 - ・ 特定業務委託事業者の方針等の明確化及びその周知啓発
 - ・ 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

・業務委託におけるハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応などが挙げられる¹⁾。

- 7 継続的業務委託の中途解除に関する予告義務(本法第16条)
継続的な取引関係(本施行令によれば6か月。)が継続している場合には契約の継続に対するフリーランスの期待を保護する必要があることから、特定業務委託事業者が、一定期間継続する契約を解除しようとする場合には、特定受託事業者に対し、少なくとも30日前までにその旨を予告しなければならず、特定受託事業者が契約解除の理由の開示を請求した場合には、当該請求を受けた特定業務委託事業者は遅滞なくこれを開示しなければならないとされた。

Q5-4

本法に違反するとどうなりますか。

A5-4

公正取引委員会、中小企業庁長官又は厚生労働大臣は、特定業務委託事業者等に対し、違反行為について、助言、指導、報告徴収、立入検査、勧告、公表、命令をすることができます。

解説

- 1 特定受託事業者に対する取引の適正化に関する規定の違反
公正取引委員会は、特定受託事業者に対する取引の適正化に関する規定の違反が疑われる特定業務委託事業者に対して、必要に応じて、報告徴収や立入検査を行うことができ、その違反が認められる場合には、勧告、正当な理由なく勧告に従わない場合の命令及び命令の公表をすることができる(本法第8条、第9条)。
また、中小企業庁は、上記規定の違反が疑われる特定業務委託事業者に対して、必要に応じて、報告徴収や立入検査を行うことができ、違反が認められる場合には、公正取引委員会に対して、措置請求を行うことができる。措置請求を受けた公正取引委員会は、必要と認めるときは上記勧告などを行うことができる(本法第7条)。
- 2 特定受託業務従事者の就業環境の整備に関する規定の違反
厚生労働省は、特定受託業務従事者の就業環境の整備に関する規定への違反が疑われる特定業務委託事業者に対して、必要に応じて、報告徴収や立入検

査を行うことができ(本法第20条)、違反が認められる場合には、勧告、正当な理由なく勧告に従わない場合の命令及び命令の公表を行うことができる(本法第18条、第19条)。

3 罰則

報告徴収・立入検査を妨害した事業者又は命令に違反した事業者は、50万円以下の罰金に処される(本法第9条、第19条、第11条、第20条、第24条)。また、厚生労働省がハラスメント行為に対する体制整備義務違反があるとして報告を求めたにもかかわらず報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、20万円以下の過料に処される(本法第26条)。

4 その他の指導助言

上記の他、公正取引委員会、中小企業庁及び厚生労働省は、必要があると認めるときは、業務委託事業者に対して、指導及び助言をすることができる(本法第22条)。

Q5-5

私は現在、資本金1000万円超の会社からCMの製作を受注しています。これまでは下請法という法律が適用されていたようなのですが、本法が成立したら、私に下請法は適用されなくなるのでしょうか。

A5-5

本法と下請法のいずれにも違反する行為については、原則として、本法が優先して適用されます。例外的に、公正取引委員会が事業者の行為全体について下請法を適用することが適当であると判断した場合には、下請法第7条に基づく勧告が行われることがあります。

解説

下請法では、同法が適用されるためには親事業者が資本金1000万円を超える法人でなければならないという要件があり、親事業者が資本金1000万円以下の小規模な法人であったり、個人であったりした場合には、下請法が適用されない。このことから下請事業者の保護に欠けると考えられていた。

本法は、上記下請法の問題点を踏まえて、下請法では保護されない下請事業者を保護し、更に進んでフリーランスの就業環境を整備させることを定めるものであるため、下請法と本法は重ねて適用される。

ここで、本法と下請法のいずれにも違反する行為については、原則として本法が優先して適用され、本法第8条に基づく勧告の対象となった行為について重ね

て下請法第7条に基づき勧告が行われることはない。そして、本法と下請法のいずれにも違反する行為については、原則として本法が優先して適用される。

例外的に、本法と下請法のいずれにも違反する行為を行っている事業者が下請法のみ違反する行為も行っている場合において、当該事業者のこれらの行為の全体について下請法を適用することが適当であると公正取引委員会が考えるときには、本法と下請法のいずれにも違反する行為についても、下請法第7条に基づき勧告がされることがある²⁾。

- 1 特定業務委託事業者が募集情報の的確な表示、育児介護等に対する配慮及び業務委託に関して行われる言動に起因する問題に関して講ずべき措置等に関して適切に対処するための指針(厚生労働省告示第二百十二号)
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/may/01_4_fl_mhlwguidelines.pdf
- 2 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律と独占禁止法及び下請法との適用関係等の考え方(公正取引委員会)
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/may/01_6_fl_jftcguidelines.pdf